（情報システム室並びに統括情報セキュリティ対策官及び情報セキュリティ対策官）

第四条　業務改革課に、情報システム室及び情報セキュリティ対策官三人を置く。

2　情報システム室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　経済産業省の情報システムの整備に関すること

二　経済産業省の情報システムに関する調査及び管理に関すること

3　情報システム室に、室長を置く。

4　情報セキュリティ対策官三人のうちから経済産業大臣が指名する者を統括情報セキュリティ対策官とする。

5　情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理する。

6　統括情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理し、及び情報セキュリティ対策官の職務を統括する。

第五条　削除

（広報室及び海外広報官）

第四条　政策評価広報課に、広報室及び海外広報官一人を置く。

2　広報室は、広報に関する事務をつかさどる。

［新設］

［新設］

3　広報室に、室長を置く。

4　海外広報官は、命を受けて、海外に対する広報に関する事務を処理する。

［新設］

［新設］

（情報システム室及び厚生企画室並びに統括情報セキュリティ対策官、情報セキュリティ対策官、文書情報管理官及び厚生審査官）

第五条　情報システム厚生課に、情報システム室及び厚生企画室並びに情報セキュリティ対策官三人、文書情報管理官二人及び厚生審査官一人を置く。

2　情報システム室は、経済産業省の情報システムの整備に関する事務をつかさどる。

3　情報システム室に、室長を置く。

4　厚生企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　公文書類の接受及び発送に関すること（書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物に関するものに限る。）。

二　職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

三　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第一項の規定により経済産業省に設けられた共済組合に関すること。

四　職員（経済産業省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に関すること。

五　経済産業省所管の建築物の営繕に関すること。

六　庁内の管理に関すること。

七　職員の執務能率の増進に必要な施設の運用に関すること。

5　厚生企画室に、室長を置く。

6　情報セキュリティ対策官三人のうちから経済産業大臣が指名する者を統括情報セキュリティ対策官とする。

7　情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理する。

8　統括情報セキュリティ対策官は、命を受けて、経済産業省の情報システムのセキュリティに関する事務を処理し、及び情報セキュリティ対策官の職務を統括する。

9　文書情報管理官は、命を受けて、経済産業省の情報システム及び文書に関する調査及び管理に関する事務を処理する。

10　厚生審査官は、命を受けて、職員の福利厚生に関する調査及び審査に関する事務を処理する。